商店経営・販売

小売業社員

44・0%が、高齢者によか2が高齢者は不明」

「駅からの距離」の2軸間店街を「店舗数」と

を更新・充実させてほし

の巻』としてコンテンツ店街がオリジナルの『虎

、それぞれ先進事例トリックスで区分け

、 商店街運営マニュア

もスタート。商店街が自見て」との商店街の交流

ど「商店会活動をサポーモ欄②レンタルや景品な

言」(抜粋)**】** 【先進事例集

「会長の一

外事情

第 0

あまりがひし

いが満載だ。

集、

12商店会の先進事

メ例た会

には、各商店街の熱い想

一欄(以下に抜粋)と。とくに「会長の

店テナント等幅広い人材若手中心に外部からの出行性化委員会」を設立。

(内藤一夫会長)では、杉並区商店会連合会 12事例もとに交流後押 するもの。とくに今回はや取り組みなどそのエッや取り組みなどそのエッ れを機とした「虎の巻を 店街に配布しており、こ 店街に配布しており、こ 虎

統事業の思い切った見直外部との連携、従来の伝

ム、地元事業者など

賑わいを見える化-

!(徹底した役割分担と、

(商店会活性化の為の

場合は役員会は注視する

2つのルー

若手のアイデア

とは、怒られてもやる)にとって必要だと思うこ

反映)

旧社会主義国

階約G

らの商店街を改めて客観 っかけともなっているよの新たな課題に気付くき 的に見つめなおして診断 介」③商店街のハード・トする事業者・団体の紹 つ「50音字引」④都・区情報インフラ整備に役立 助成金の一覧表」

す!── (女性だけの企かそう。まちへの愛着がかそう。まちへの愛着がのよいを生み出 ●まず場を設けよう。な いの本音を聴き合おう。 、役員達は新たに商店―(2005年の新年

式の建物2棟の内外に、超の歴史あるバロック様ロフスカ市場。100年 地場ス ど個人商店や露店白屋、パン屋、惣一パーを核に精肉

う「首都の胃袋」ことミルシャワ中央駅から徒歩ルシャワ中央駅から徒歩 **ソルシャワの胃袋** 甲民と共に∭年 ミロフスカ市場

歴史的建築物としてのシンボル性を 維持しつつ、現代的ファサードも採用

ン公ポ社 るで をコーディネーターに、 商店街関係者をはじめ住 民、消費者、公社担当者 民、消費者、公社担当者 開発にあたり、 に議論を展開 提言

| 家管理下で修復・復元。| 壊したが、旧社会主義国 上の両立に挑み続ける。建物の保全と商業機能向 ストや機能性を鑑みたフ 平方於弱を誇るショッ、中欧最大規模の約30一方で郊外には10年 厳しさを増す。 安心、 地元産野菜の 未街

主婦たち。幾多の政治的 ・経済的激変をともに乗り越えてきた市民が市場 の世間を規定 するのではないことを教するのではないことを表

0%ある。具体的な金に「被害額はない」が32

商店経営・販売」

自分の店における高齢者の万引き頻度

■1日1件以上 回週に1~6件 百月に1~3件 日それよりも少ない 日ない 日わからない

105.0 - 12.0

4060-802

であり、高齢者の万引き双方を合わせて56・0%

額の回答は24・0%ある

事業報告書、決算関係書類の提出と監査報告書

る店が半数強である。

組合は、事業年度と決算関係書類を監事に提出し、監事の監査を受け、監事か ら監査報告を受領しなければならない。(商振法第53条)。

監事の監査は、会計監査と業務監査に区分され、原則としてすべての組合の監 事にはこの2つの監査を行う権限が付与されている。

しかし、一定組合(各事業年度開始時点で組合員数(連合会の場合には会員で ある組合員の合計数)が1000人を超えない組合で、定款に監事の職務を会計に限 定する旨の規定を有する組合)については、監事に会計監査の権限だけを付与し、 業務監査権限を付与しないようにすることができるものとされている。 監事についての商振法規則の規定

(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)

第50条 監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容と する監査報告を作成しなければならない。

監事の監査の方法及びその内容

- 決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く)が当該組合の財 産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか どうかについての意見
- 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうか についての意見 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に
- 照らして著しく不当であるときは、その旨 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 追記情報
- 前項第六号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のう ち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容 のうち強調する必要がある事項とする。
 - 正当な理由による会計方針の変更
 - 重要な偶発事象 重要な後発事象

(監事の事業報告書に係る監査報告の内容) 第51条 監事は、事業報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とす

る監査報告を作成しなければならない。 監事の監査の方法及びその内容

事業報告書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示している かどうかについての意見

当該組合の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定 款に違反する重大な事実があったときは、その事実

監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

監査報告を作成した日

前項の規定にかかわらず、監査権限限定組合(法第35条第8項に規定す る組合をいう) の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監 査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

第52条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対 し、第50条第1項及び前条第1項に規定する監査報告の内容を通知しなけれ ばならない。

決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過し た日

特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その \Box

2 決算関係書類及び事業報告書については、特定理事が前項の規定による 監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第1項の規定により通知をすべき 日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通 知をすべき日に、決算関係書類及び事業報告書については、監事の監査を受 けたものとみなす。

4 第1項及び第2項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

力お

年寄

り

を思われる。 と思われる。 と思われる。

引き

ご協力頂き、これまで積み重ねてこられた商店会の経験知が詰ま

くの方

の商店会運営ガイドブックです。多い、杉並区商店会連合会に所属してい

の巻

リングファイル方式の装丁で、各商店街が オリジナルの『虎の巻』として活用できる

心にまとめている。街のとしての心構えなどを中

画部を立ち上げ。

第1項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける 者として定められた者

前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算関係書類及び事 業報告書の作成に関する業務を行った理事

第1項及び第3項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

第1項の規定による通知をすべき監事を定めた場合、当該通知をすべ き者として定められた者

前号に掲げる場合以外の場合すべての監事

・青少年は減少」 (37・ 「高齢者は増加、子ども

は

「商店経営・販売」

で34・0%、

を受けて

全体では「共に増えて

の万引き頻度」

「わからない」

回答が30・0%あり、口気ので「ない」の

最近起きている万

いて

Q 2

お店での

高齢者

ない

い店も少なくないといの万引きを把握している方引きを把握してい

-結果詳細I

子ども・

青少年は減

やや多の子

多い。 42 0 %)

の方が

%)よりもやや多い。

「高齢者は増居経営・販売

「店全体の万引き被害

業社員」で70・0%と非額不明」の回答が「小売

Q 3

カ月の高齢者に

100%

48.0

62.0

くないことが表れている 額を把握している者は多

る。ここでは、小売業の

トの差異があ

・0%と38・ 「商店経営・

監査報告書は特定監事から特定理事に提出することとされている。この場合の 「特定理事」とは、商振法規則において監査報告の通知を受ける者として定めら れた理事であり、定められていない場合には決算関係書類及び事業報告書の作成 に携わった理事を指し、「特定監事」とは監査報告書を特定理事に通知する監事 を決めた場合にはその監事であり、そのような監事を決めなかった場合には、す

べての監事が該当する。 監査報告書には、監査の方法の内容及び監査結果の意見を記載しなければなら

監査の方法の内容については、監査の対象となった書類と実施した監査手続を 記載しなければならない。監査結果の意見としては、 ① 決算関係書類が組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正

に表示しているかどうか、 剰余金処分案又は損失金処理案が法令又は定款に適合しているかどうか、

剰余金処分案又は損失処理案が組合の財産の状況その他の事情に照らして著 しく不当であるときは、その旨、

④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨と理由、

追記情報として正当な理由による会計方針の変更・重要な偶発事象・重要な

事業報告書が法令又は定款に従い組合の状況を正しく示しているかどうか、 組合の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反す る重大な事実があったときは、その旨を記載しなければならない。

なお、事業報告書の監査は、業務監査権限を有する監事だけが行うことができ る監査であり、業務監査権限を有せず会計監査の権限のみを有する監事は、監査 報告書において、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにしなければな らないとされている。

事業計画

事業計画は、通常総会において組合の当該事業年度内に実施を予定する協同事 業の実施計画及び予想計画等に関して組合員に付議する書類である。

したがって、組合の定款に規定され、かつ、現実に実施しようとする各事業に ついて、でき得る限り的確に記載することが必要である。

事業計画の作成の基準については、商振法規則に特段の規定を有してはないが、 組合が実施する共同事業が組合員との取引によって成り立っていることに鑑み、 どのような資金によってその共同事業の運営が行われてるかを付記すべきであ る。また、事業計画が事業報告と表裏一体の関係にあることを勘案し、事業報告 に求められる項目であって予定される事項がある場合には、できるだけ盛り込む ことが重要である。

収支予算(見積損益計算書)

収支予算については、商振法において通常総会に付議しなければならないこと とされているが、その作成のための基準については、事業計画と同様に商振法規 則に特段の規定はない。

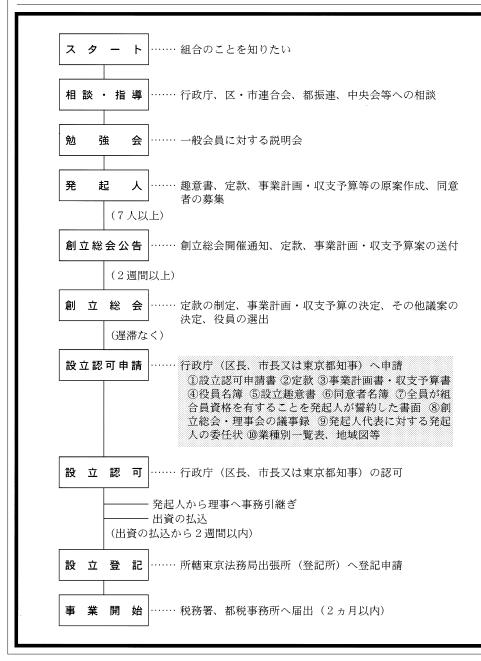
組合会計は、その性格から収支の均衡を図ることが理想的である。そのために は、まず実施事業の内容を十分に検討して事業計画を立てるとともに、この事業 計画の実施に伴って生じる収入額及び支出額を的確に見積もって、収支予算を作 成することが必要である。

また、資金計画表は、借入金や増資によって固定資産を購入する場合や減価償 却費をもって借入金の返済を予定している場合、損益取引でなく、このための資 金の動きを収支予算上で表示することが困難であり、この場合の資金の運用計画 を示すことにより収支予算を補完するために作成するものである。

の爆撃で一度は関ニ次大戦末期のド

(公財)東京都中小企 業振興公社では東京経済 共催で、2月27日に国分 寺労政会館でシンポジウ ム「国分寺 新しいまち への期待―北口再開発と 商店街―」を開催した。 第1部「報告」では、 公社担当者が商店街実態 に対する意識調査の結果 国分寺舞台にシン3町の未来探る

第2部のパネル 原 能性を探る」では、福士 の 正博 東京経済大学教授 でコーディネーターに、 でコーディネーターに、 では、福士 では、福士 題周 して、辺商 店 れた。 大学生 上出口



振興組合設立の手順とポイント

☆振興組合の地区

小売商業・サービス業が30人以上近接して商店街を形成していれば、 おおむね既存の商店街の地域をあてはめて設定できます。ただし、隣接 商店街と地区の重複がおこらぬよう注意してください。

☆組合員資格

商店街組織なので、地区内の小売商業・サービス業の店舗が中心とな りますが、すべての営利事業者(既存の商店街に加入、未加入を問わず) には必ず資格を与えなければなりません。また、地域の環境整備事業の 遂行のため、必要に応じて地区内の事業協同組合等の非営利事業者を、 場合によっては居住者にも組合員資格を与えることもできます。

☆発起人

組合員資格が有って、設立と同時に組合員になろうとする者(個人商 店の場合はその事業主、法人の場合は法人自体)が7人以上集って、発 起人になれば設立行為を行えます。しかし、あまり多すぎると実務処理 が効率的に進まないので、10人以内が適当と考えられます。この中の 1人が発起人代表となります。

発起人は、地区と組合員資格の範囲を確定し、その地区内において組 合員資格を有する者に趣意書、設立同意書および出資引受書を配付して、 参加を募ります。なお、1人の出資引受口数が全体の4分の1を超えな いようにしてください。

☆定款、事業計画、収支予算案等の原案作成

定款は、組合の組織および事業活動の根本規則で、地区や組合員資格 に関する規定等の基本的事項は必ず記載しなければなりません。

事業計画・収支予算案は設立後2事業年度分のものが必要で、次年度 までに実施しない事業は、定款案に記載しないようにしてください。各 事業計画案作成にあたっては事業規模、手数料および実施方法等をはっ きり定めることが必要です。

☆創立総会

定款、事業計画、収支予算案、設立同意書および出資引受書の回収、 その他の書類の作成が完了したら、開催公告を2週間前までに行い、創 立総会を開催します。創立総会の議事は、同意者の半数以上が出席し、 その議決権の3分の2以上をもって設立に必要な事項の決定を行います。 議決にあたっては、発起人が作成した定款のうち、組合の地区と組合員 資格に関する規定は変更することができません。また、創立総会で選ば れる役員の任期は1年以内です。

☆認可申請と登記

創立総会が終了したら、発起人はすみやかに、定款をはじめとする必 要書類(左の図の 参照)を作成し、行政庁 (23区内は区役所、多摩 地区は市役所、地区が2区市にまたがる場合は都庁)に提出し、設立の 認可申請を行います。

設立の認可を受けた後、発起人はすみやかに設立事務を理事に引継ぎ ます。そして、理事が出資金の徴収等を行い、出資金の払込みが完了し た日から2週間以内に、所轄法務局(登記所)において設立登記を行い ます。設立登記がなされた日が商店街振興組合の成立月日となります。 登記申請は、組合の代表理事(代理人の場合は委任状が必要)が登記所 に出頭して行わなければなりません。

☆税務署、都税事務所への届出

組合の成立によって、法人としての納税義務が生じますので、2ヵ月 以内に所轄の税務署と都税事務所に届け出ます。